

# 石巻市被災者自立再建促進対策本部臨時会議要旨

日時：平成28年11月28日（月）

会場：第1・2委員会室

## [報告事項]

### 1 移転・集約対象仮設団地説明会の開催スケジュールについて

石巻市被災者自立再建促進プログラムにより平成29年9月期限の団地に関する移転集約説明会、戸別訪問等を実施し、移転集約を進めるもの。

#### (1) 移転集約説明（説明時期：H28.8～H29.3）

##### ・説明会

実施済み 11団地、今後実施予定 26団地

##### ・個別訪問説明

実施済み 7団地、今後実施予定 21団地

#### (2) 解体団地

##### ・解体済み

大原浜中田団地

##### ・解体終了予定

給分浜小寺団地・小湊浜大宝団地（H29.3末）、

曾波神前団地（H29.7末）、

小竹浜団地、渡波第2団地、鮎川浜湊川団地・鮎川浜四ツ小谷団地・鮎川小学校

団地、赤羽根団地、倉塚団地、日和が丘団地、新境谷地南団地、新栄中央団地、

西山団地、狐崎浜団地、渡波北部第3団地、家ノ入団地、町北第3団地、鮎川浜

寺前団地、十八成浜団地、清水田浜団地、鮎川浜四ツ小谷第2団地（H29年度）

## [主な質疑]

Q 高齢のため引越し手続きが自らは難しいような方への対応は？

A 自立生活支援専門員・支援員が手続きの手伝いをする。

### 2 在宅被災者に係る仙台弁護士会との業務委託について

東日本大震災により住宅が損壊したが補修していない若しくは一部未補修の劣悪な環境の住宅で現在も生活している世帯等のいわゆる在宅被災者について、実態調査等を仙台弁護士会に委託し、現状を把握の上、適切な支援を実施するもの。

- (1) 委託期間：平成28年12月1日～平成29年3月31日
- (2) 実施対象：被災住宅（半壊以上を基本）の補修が未完了で、劣悪な環境で生活している世帯等
- (3) 委託項目：調査把握、支援方針策定支援、個別法律相談、ケース診断会議支援 等

[主な質疑]

Q 昨年も調査は実施しているがその調査との整合性は？

A 市でも中々把握しきれない分を仙台弁護士会が調査してきた分とすり合わせしながら昨年調査していない住宅の状況について実施するもの。

Q 対象地域は？

A 市内全域である。

Q 進め方は？

A 市と弁護士会が既にもっている情報をすり合わせ、市が把握していない情報について特に調査し、どのような支援が可能かについて庁内関係部で協議を行い、本人の意向を聞きながら寄り添い型の支援を行う。

Q 具体的に調査に当たるのはどのような方か？

A 弁護士1名、案内人1名の2名を1チームとして調査に当たる。

[審議事項]

1 住まいに関する課題と対応

復興公営住宅等の完成に伴い応急仮設住宅の入居率が下がってきているが、いまだ多くの方が応急仮設住宅で不自由な生活を続けている状況にある。仮設住宅に住んでいる方の中には、復興公営住宅や自宅の完成を待っている方もいる一方で、震災による離職・転職等により市税等を完納できない方もおり、被災者の住まい確保が課題となっている。

このことから、自力での住宅再建が困難な世帯に対し、復興公営住宅や市営住宅の入居要件等を緩和することにより住まいの確保を図る。

・住まいに関する課題への対応【方針】

ア	市税等滞納要件の緩和	納付誓約により入居を認める。
イ	単身入居要件の緩和	60歳以下の単身者の市営住宅（復興公営住宅を除く）への入居を認める。
ウ	災害に起因する住宅の損傷を契機として、借借人が自己都合によらずに退去せざるを得なくなった場合に係る運用変更	申立内容が虚偽でないことの誓約及び市が事実確認を行う同意により第三者からの証明に代えることができるものとする。

## 2 自立計画届出書の分析概要について

### (1) 対象世帯数 2,497 世帯

→回収済 2,446 世帯 未回収 51 世帯 回収率 98%

### (2) 分析世帯数 2,421 世帯 (回収済 2,446 世帯－退去済 146 世帯＋世帯分離 121 世帯)

→再建希望：市内復興住宅 305 世帯 市営県営住宅 138 世帯

民間賃貸住宅 1,159 世帯 その他 819 世帯

### (3) 復興住宅追加登録見込数 (推計：最大) 290 世帯